



在留カードを失くしてしまった場合、どうする…？

大切な在留カードを失くしてしまった場合、焦ってしまうものです。
地方出入国在留管理局にて手続きを行うことで、在留カードを再発行してもらうことができます。

※窓口申請のみで、オンラインにて申請はできません

今回は、再発行の手続き方法についてご紹介します。

▽▽▽準備するもの

1. 遺失物届出証明書

最寄りの警察署または交番に行って落とし物をした届出をし、
紛失の場合は遺失届出証明書を、盗難の場合は盗難届出証明書をもらいます。
※提出できない場合は、その理由と紛失した状況を説明した理由書が必要です

2. 在留カード再交付申請書

様式 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001426707.pdf>)

弊組合で作成することもできます。一箇所本人のサインが必要です。

3. 顔写真（縦 4 cm×横 3 cm）

上記 2 の申請書に添付します。

▽▽▽上記の書類が揃ったら

パスポートを持って、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署へ！

受付時間：平日 AM. 9 時～AM. 1 2 時、PM. 1 時～PM. 4 時

（手続きにより曜日又は時間が設定されている場合があります。）

地方出入国在留管理官署又は外国人在留総合インフォメーションセンター

（0 5 7 0 - 0 1 3 9 0 4）にお問い合わせください。

▽▽▽入管に到着したら

準備した書類を窓口で提出 + パスポートを提示します。

原則として即日在留カードが交付されますので、受け取ったら完了です。

※手数料はかかりません。

▽▽▽本人が入管へ行けない場合

代理人（注 1）または取次者（注 2）が申請することもできます。

以上が手続き方法となります。

在留カードの再交付申請は、失くしたと気付いた日から 1 4 日以内に手続きを行うとされています。

不安なことなどありましたら、相談窓口までご相談ください。

○相談窓口

地方出入国在留管理官署（<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>）

外国人在留総合インフォメーションセンター

（<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>）

（0 5 7 0 - 0 1 3 9 0 4）

○出入国在留管理庁ホームページ

（https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00010.html）

（注 1）代理人とは

・本人が 1 6 歳に満たない場合

・本人が病気などで行けない場合

本人と同居する 1 6 歳以上の親族が代理人になります。

※病気の場合は、疎明資料として診断書等を持参します。

または

・本人の依頼による申請人本人と同居する 1 6 歳以上の親族

※疎明資料として委任状を持参します。

※本人との関係を証明する資料（住民票等）を持参します。

（注 2）取次者とは

地方出入国在留管理局長からの申請取次の承認を受けている者で、申請人から依頼を受けた者です。

弊組合では申請等取次者証明書を持っている職員がおりますので、依頼を受けた場合は申請することも可能です。

ベトナム旧正月 (テト) って何？

新暦で新年を祝う日本と異なり、ベトナムでは旧暦で新年を祝います。

ベトナム語で旧正月を「テト(Tết)」と呼びます。

2025 年の旧暦 1 月 1 日は 2025 年 1 月 29 日のため、大晦日が 1 月 28 日、テトが 1 月 29 日となります。

ベトナムではテト期間は多くの人が学校や仕事を休みます。日本では旧正月を祝う文化が無いため平日ですが、日本に在住するベトナム人の中にはテト期間は学校や仕事を休む人もいます。



技能実習生に話を聞くと、大晦日には家族が集まって夕食を取り、テトの日からは遠く離れた兄弟や友人を訪ねるそうです。

今年のテト休暇は 1 月 25 日（土）～2 月 2 日（日）の 9 連休です！ベトナムでは、労働法でテト休暇は 5 連休と決められています。毎年、労働傷病社会問題省（労働省）が検討し政府へ提出して決定されますが、今年は 9 連休が提案され、決定しました！



実習生からの写真：家族でバインチュンを巻く様子

日本では、お正月の食べ物と言えば「おせち」ですが、ベトナムでは「バインチュン」を食べます。バインチュンはもち米や肉、豆で作られたちまきを正方形にした料理で、新年に食べることで家庭に幸福と繁栄がもたらされるとされています。

また、ベトナムの新年には桃の木が欠かせません 🍑 桃のピンク色の花は悪霊や邪気を払い、家庭に幸福をもたらすとされているため、各家庭のリビングには必ず桃の木が飾られます。



ベトナム語で新年のあいさつをしてみましょう！ 🗨️

ベトナム人材の方々に向けて、新年のあいさつをベトナム語で伝えてみませんか？

Chúc Mừng Năm Mới! (チュック ムン ナム モイ)

このフレーズは「新年おめでとうございます」という意味です。

上記のフレーズを使って、ぜひベトナム語で新年のご挨拶を試みてください ✨

初めての書初め体験！

入国後、技能実習生たちは約 1 ヶ月間弊組合講習施設にて日本語学習及び日本での生活ルールを学び、実習実施者様の元へ配属となります。

今回は弊組合入国後講習施設での様子をお届けします！

先日、入国後講習中の技能実習生たちが書初め体験をしました！

今年の目標や好きな言葉を書いてもらい、なぜその言葉を選んだのか、今年の目標について発表してもらいました。慣れない筆で日本語を書くのは難しかったようですが、みんなとても上手に書けていました！

発表した目標を忘れずに、技能実習を頑張ってください！



技能実習・特定技能制度ワンポイント解説

本日はこちら！

一定の事業規模があり、過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関は、入管への書類の提出を大幅に省略することができます。

下記PDFの「対象となる機関」に当てはまる場合は、認定を受けていることを証明する資料の写しを入管に提出することで、「省略を認める書類」をご用意していただく必要はありません！

一定の事業規模のある特定技能所属機関等に対する在留諸申請における提出書類の省略について		出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan
概要		
○ 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等については、書類の省略を認めることとするもの		
対象となる機関	省略を認める書類	
過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関	① 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号） ② 登記事項証明書 ③ 業務執行に関与する役員の住民票又は特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号） ④ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ⑤ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ⑥ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ⑦ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料 ⑧ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号） ⑨ 徴収費用の説明書（参考様式第1-9号） ⑩ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）	
① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ <u>電子届出システムの利用者登録をしている</u>	※書類を省略する場合は、対象となる機関であることを証明する資料、書類の省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号。対象となる機関⑥については加えて参考様式第1-30号。）を提出することが求められる。	
実施日等		
○ 令和4年8月30日 出入国在留管理庁HPで公表・運用開始 ○ 令和6年4月1日 対象となる機関⑥の追加を出入国在留管理庁HPで公表・運用開始		

「対象となる機関」をご確認いただき、当てはまる場合は

認定を受けていることを証明する資料の写しを弊組合までご提出ください。

※④「一定の条件を満たす企業等」については、以下の認定・登録を受けているものになります。

「ユースエール認定企業」「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「えるぼし認定企業」

「プラチナ えるぼし認定企業」「安全衛生優良企業」「職業紹介優良事業者」「製造請負優良適正事業者」「優良派遣事業者」「健康経営優良法人」「地域未来牽引企業」「空港管理規則上の第一類構内営業者又は

第二類構内営業者」「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者」

○参考ホームページ

「申請書類の簡素化・枚数削減に係る取組」について | 出入国在留管理庁

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00104.html)

・法務省 一定の条件を満たす企業等について (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001378932.pdf>)